

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月5日

月曜日

号外

目次

教育委員会規則

○富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月5日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

富山県教育委員会規則第1号

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立図書館条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「館外貸出券」を「館外貸出カード」に改め、同条第2項中「館外貸出券の」を「館外貸出カードの」に、「館外貸出券申込書」を「館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込書」に改め、同条第3項及び第4項中「館外貸出券」を「館外貸出カード」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの利用）

第13条の2 前条の規定により館外貸出カードの交付を受けた者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を館外貸出カードとして利用することができる。


2 前項の規定により個人番号カードを館外貸出カードとして利用しようとする者は、個人番号カードを持参の上、館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込

書を提出するものとする。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出するものとする。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式（第 13 条関係）

（表）

<p>富山県立図書館</p> <p>館外貸出カード</p> <p>なまえ</p>	
---	---

（裏）

<p>■カードは長期間使用しますので、大切に使ってください。</p> <p>■借りた本は返却期限を守りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">●本を借りるときは、このカードをお持ちください。●このカードを他人に貸してはいけません。●このカードを失くしたり、住所や名前が変わったときは、必ず届けてください。●このカードを拾った方は、図書館に知らせてください。
<p>富山県立図書館 代 表 ☎(076)436-0178 本の棚舎 ☎(076)436-6812</p>

別記第 3 号様式（第 13 条、第 13 条の 2 関係）

館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込書

申込項目の欄に「○」を付けてください。

<input type="checkbox"/>	館外貸出カード
<input type="checkbox"/>	個人番号カードの利用

※個人番号カードの利用申込みには、事前にマイキー ID の登録が必要です。

平成 年 月 日

富山県立図書館長 殿

館外貸出カードの交付（個人番号カードの利用）を申込みます。なお、図書の貸出しに際しては、貴館諸規定を守ります。

フリガナ														
氏 名														
生年月日	1. 大正 2. 昭和 3. 平成	年	月	日	保 護 者 名	®								
住 所	郵便番号	—	—	—	電話番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤 務 先 又は 学校名・学年					電話番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰 省 先 (下宿して いる人)	郵便番号	—	—	—	電話番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—

住所を確認できるものをお見ください。

お申込み事項はコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用されません。

図書館記入欄

利用者番号										登録区分	1. 新規 2. 更新 3. 再発行 4. 変更 5. 個人番号カードの利用	
利用者区分	1. 一般	2. 学生	3. 高校生	4. 中学生	5. 小学生以下							
住所コード	0	0	電話区分1	1. 自宅	2. 携帯	3. 勤務先	4. その他					
			電話区分2	1. 自宅	2. 携帯	3. 勤務先	4. その他					
仮登録日	担当				本登録日	担当						

備考 保護者が自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

(教・生涯学習・文化財室)
